

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第49期第2四半期(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)
【会社名】	株式会社新星堂
【英訳名】	SHINSEIDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 砂田 浩孝
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上荻一丁目23番17号
【電話番号】	03(3393)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 荒川 公男
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上荻一丁目23番17号
【電話番号】	03(3393)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 荒川 公男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第2四半期 累計期間	第49期 第2四半期 累計期間	第48期 第2四半期 会計期間	第49期 第2四半期 会計期間	第48期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	15,232,987	13,643,106	7,717,650	7,288,732	29,482,516
経常利益又は経常損失() (千円)	394,143	50,928	25,358	159,616	538,615
四半期(当期)純利益又は純損失() (千円)	2,431,233	518,010	52,868	140,758	2,015,742
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	4,504,548	4,541,298	4,541,298
発行済株式総数(千株)	-	-	33,717	35,249	35,249
純資産額(千円)	-	-	1,155,032	296,538	816,729
総資産額(千円)	-	-	16,395,324	13,500,606	14,057,729
1株当たり純資産額(円)	-	-	34.28	8.42	23.19
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失金額() (円)	72.16	14.71	1.57	4.00	59.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	63.14	-	-	3.67	52.77
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	7.04	2.20	5.80
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	330,765	3,303	-	-	690,424
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	339,628	477,378	-	-	1,137,696
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	9,036	542,434	-	-	543,752
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	-	865,927	706,824	769,363
従業員数(人)	-	-	457	428	436

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第48期第2四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（人）	428 [1,255]
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 商品仕入実績

当第2四半期会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
音楽事業(千円)	4,764,663	90.4
書籍事業(千円)	90,057	2.8
その他(千円)	10,663	148.8
合計(千円)	4,865,384	92.7

(注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等であります。また、携帯販売に係る売上高及び損益は音楽事業に含めております。

(4) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業のセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
音楽事業(千円)	7,120,725	95.3
書籍事業(千円)	124,653	58.3
その他(千円)	43,353	129.4
合計(千円)	7,288,732	94.4

(注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等であります。また、携帯販売に係る売上高及び損益は音楽事業に含めております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、6期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、当第2四半期累計期間におきましては、営業利益は32百万円となったものの、経常損失50百万円を計上いたしました。

また、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との「株式及び新株予約権付社債引受契約書」に基づく転換社債型新株予約権付社債の償還期限並びにのぞみ債権回収株式会社との「金銭準消費貸借契約書」に基づく借入金の返済期限が平成24年2月29日に到来予定であるところ、当事業年度の営業収益のみでは期限に償還・返済が困難な状況にあることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間（平成23年6月1日～平成23年8月31日）におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、直接的経済被害はもとより電力供給不安やサプライチェーンの立て直しに時間を要し、消費者が自粛するムードから被災地を応援するための消費行動により若干の持ち直しの動きが見られるものの、電力の節減や原発事故に伴う放射性物質の汚染拡大に対する不安及び円高の進行が懸念される状況等で、先行きは不透明な状況で推移し、当社が属する小売業界におきましても、消費者による買い控え傾向が強まる等、不安定な状況がしばらく続きました。

しかしながら6月以降は、音楽ソフト・映像ソフトの生産は着実に回復しつつあり、当第2四半期会計期間は当初見込み通りの販売実績を達成しております。

また当社は、音楽生活提案のリーディングカンパニーを目指して、音楽・映像ソフトに対するニーズに応えられる効率的な店舗運営を行うと同時に、多様化する音楽・映像の楽しみ方にも応え得るべく、新規出店や既存店の改装及びスマートフォン等を販売するモバイル事業の早期拡大を図ってまいりました。

(音楽事業)

音楽・映像ソフト事業においては、新規出店とモバイル店舗拡大で音楽・映像ソフトの売上高は58億59百万円（前年同四半期は63億9百万円、前年同四半期比92.9%）、楽器関係の売上高は8億円（前年同四半期は8億70百万円、前年同四半期比91.9%）、通販については2億70百万円（前年同四半期は2億90百万円、前年同四半期比93.3%）となりました。当第2四半期会計期間においては、スマートフォン等の販売店である、「新星堂モバイルプラス」の店舗の拡大とサービスと販売効率の向上を図りました。新規事業であるスマートフォン等を販売するモバイル事業は、既存店への「新星堂モバイルプラス」の導入を含め、当第2四半期会計期間に5店舗を開店し、「新星堂モバイルプラス」は、14店舗となり、売上高は1億90百万円となりました。

音楽事業の売上高は71億20百万円（前年同四半期は7億47百万円、前年同四半期比95.3%）となりました。

なお、当第2四半期会計期間末の店舗数は音楽・映像ソフト店が156店舗（前事業年度末154店舗）、楽器関係店舗が15店舗（前事業年度末14店舗）であります。

(書籍事業)

書籍事業につきましては、前事業年度において3店舗（7月に2店舗、8月に1店舗）の退店を実施し柏店の1舗のみとなり、売上高は1億24百万円（前年同四半期は2億13百万円、前年同四半期比58.3%）となりました。

(その他)

不動産賃貸等の売上高は43百万円（前年同四半期は33百万円、前年同四半期比129.4%）となりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は、72億88百万円（前年同四半期は77億17百万円、前年同四半期比94.4%）となりました。営業利益は1億97百万円（前年同四半期は73百万円）、経常利益は1億59百万円（前年同四半期は25百万円）となりました。四半期純損益は、1億40百万円の四半期純利益（前年同四半期は52百万円の四半期純損失）となりました。

なお、当第2四半期会計期間末現在の店舗数は186店舗（前事業年度末比17店舗増加）であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末に比べ67百万円増加し、7億6百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は1億45百万円（前年同四半期は1億4百万円の増加）となりました。

これは、営業利益を1億97百万円計上したこと、また売上債権が1億53百万円増加したものの、たな卸資産が1億53百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は76百万円となりました（前年同四半期は80百万円の増加）。これは、主に敷金及び保証金の回収36百万円に対し、差入が73百万円となったこと、また有形固定資産の取得による支出が30百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は自己株式の取得による支出5百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 重要事象等について

当社は、6期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、当第2四半期累計期間におきまして営業利益は32百万円となったものの、経常損失50百万円を計上いたしました。

また、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との「株式及び新株予約権付社債引受契約書」に基づく転換社債型新株予約権付社債の償還期限並びにのぞみ債権回収株式会社との「金銭準消費貸借契約書」に基づく借入金の返済期限が平成24年2月29日に到来予定であるところ、当事業年度の営業収益のみでは期限に償還・返済が困難な状況にあることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社では当該状況を解消するため、「2012年2月期事業計画」を策定し、これに基づく以下の対応策を実施してまいります。

(1) 営業損益の改善

全社方針

取引先メーカー各社の協力による独自商品の展開や新たな商品施策に基づくリベート条件・仕入条件の改定による売上総利益率の改善、業務改革の徹底による作業効率の改善により収益向上を図ります。

また、新規事業であるモバイルプラス事業、そしてEコマース事業、楽器事業へ経営資源を投入し事業領域の拡大を図ります。

SHINSEIDO事業

音楽・映像ソフト販売部門であるSHINSEIDO事業部は、「3適」（「適正規模」、「適正分配率」、「適正在庫」）の実現と、「売場」から「楽場」（＝「出会い」「発見」「体験」できる場）への転換を引き続き実施します。

「3適」につきましては、音楽・映像ソフト専門店を、当社としての適正規模である50～70坪へ順次面積の縮小を進め販売効率を向上させます。取引先メーカー各社の協力による独自商品の展開や新たな商品施策に基づくリベート条件・仕入条件の改定による売上総利益率の改善と、業務プロセスの見直しによる人件費の比率の低減と賃貸条件の改定による賃借料の低減を通じて、労働分配率及び物件費分配率の改善を図り、収益力を強化します。

また、取引先メーカー各社の協力を得ながら、受託販売商品の取り扱いの拡大を進め、専門店として適正な在庫量の確保を図ります。

「売場」から「楽場」への転換については、当社がテナント出店するショッピングセンターにおいて、取引先メーカーやデベロッパーと協働してイベントを開催し、音楽との接点を増やすことによって、販売機会の増加・売上高の維持・拡大を図ります。

楽器事業

低価格の独自商品の展開や新たな商品施策に基づく仕入条件の改定により、前事業年度に引き続き、事業部の売上総利益率のさらなる向上を図ります。

Eコマース事業

Eコマースサイトはシステムの老朽化が著しく、他社サイトと比較して顧客の操作性・利便性が低いうえに、需要が急増した場合にはシステムがダウンする等の課題があることから、システムの更新を実施して、顧客サービス向上とシステム稼働の安定化、さらにはソフト以外の音楽関連器材の取り扱いの拡大によって、売上向上を図ります。

モバイルプラス事業

モバイルプラス店舗（スマートフォンの取扱店）については、平成23年8月末までに14店舗を開店しました。増大しているスマートフォン需要を取り込むためにも、既存店舗への導入を加速化して収益基盤の確立を図ります。

管理本部

前事業年度に引き続き、本社コストの圧縮を図ります。

(2) 社債の償還、並びに借入金の返済

平成24年2月29日に社債10億円の償還、並びに借入金78億53百万円（当事業年度末予定残高）の返済期限が到来することから、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社及びのぞみ債権回収株式会社に対して、契約更新や借り換え等の継続的な支援について要請をしております。

以上の対応策を実行中ですが、当社の売上高は今後の消費動向や音楽・映像ソフトメーカーの生産実績の増減に大きな影響を受け計画通りに進捗できない可能性があり、また、社債償還及び借入金返済に関しては、債権者の最終的な意思表示が行われていないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、四半期会計期間において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	敷金及び 保証金	合計	
イオン下妻店 (茨城県下妻市)	音楽事業	新設店 (賃借店)	2,897	1,644	3,207	7,749	1
イオン佐野新都市店 (栃木県佐野市)	音楽事業	新設店 (賃借店)	2,821	3,998	3,162	9,982	2
イオン奈良登美ヶ丘店 (奈良県生駒市)	音楽事業	新設店 (賃借店)	1,533	634	7,500	9,667	1
イオン千種店 (愛知県名古屋市中千種区)	音楽事業	新設店 (賃借店)	6,750	4,749	7,500	18,999	2

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
トレッサ 横浜店	神奈川県 横浜市 港北区	音楽事業	新店 (賃借店)	2,000	-	自己資金	平成23年8月	平成23年9月	売上高増加
ザ・モール 仙台長町店	宮城県 仙台市 太白区	音楽事業	新店 (賃借店)	5,000	-	自己資金	平成23年8月	平成23年9月	売上高増加

(注) 1. 新設店(賃借店)の着手年月は、テナント出店のため契約締結月を記載しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	106,618,000
計	106,618,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,249,090	35,249,090	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数500株
計	35,249,090	35,249,090	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成20年5月29日定時株主総会決議及び平成20年6月2日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	1,000,000
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,154,639 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	194 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年6月25日 至平成24年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、その価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。「転換価額」とは、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の金額を指すが、(注) 2.(3)によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。

なお、当第2四半期会計期間末現在（平成23年8月31日）における新株予約権の目的となる株式の数は、平成23年2月24日の新株式発行により調整された調整後転換価額で算出した数を記載しております。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
(2) 転換価額は当初130円とする。
(3) 転換価額の調整

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社は、転換社債型新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を発行し又は処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（本新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整による1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{新発行・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。さらに当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記転換価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、当初130円とする。
なお、(注) 2. 3項によって転換価額が修正された場合は、調整後の転換価額とする。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額により増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3.(2) に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日	-	35,249,090	-	4,541,298	-	775,506

(6)【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシパ ル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	17,500	49.65
カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	2,315	6.57
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	1,531	4.34
ワンスアROUND株式会社	東京都世田谷区奥沢三丁目47番17号	1,250	3.55
新星堂共栄会	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	708	2.01
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	673	1.91
日本出版販売株式会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番	600	1.70
新星堂社員持株会	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	498	1.41
株式会社丸和運輸機関	埼玉県吉川市旭7番地1号	400	1.13
奥田和香子	奈良県奈良市	180	0.51
計	-	25,656	72.79

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 26,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,188,500	70,377	-
単元未満株式	普通株式 34,590	-	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	35,249,090	-	-
総株主の議決権	-	70,377	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	26,000	-	26,000	0.07
計	-	26,000	-	26,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	94	77	71	59	59	53
最低(円)	33	48	52	50	52	40

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.54%
売上高基準	0.39%
利益基準	0.81%
利益剰余金基準	0.85%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 1,056,824	2 1,519,363
受取手形及び売掛金	1,223,809	1,134,254
商品及び製品	2 5,836,991	2 5,762,434
その他	257,590	489,622
貸倒引当金	6,314	6,255
流動資産合計	8,368,901	8,899,419
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1, 2 788,221	1, 2 761,621
構築物(純額)	1, 2 554	1, 2 633
工具、器具及び備品(純額)	1 179,956	1 199,498
土地	2 1,273,478	2 1,273,478
有形固定資産合計	2,242,211	2,235,231
無形固定資産	147,417	150,044
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2 2,671,475	2 2,690,446
その他	284,909	3 296,928
貸倒引当金	214,310	214,341
投資その他の資産合計	2,742,075	2,773,033
固定資産合計	5,131,704	5,158,309
資産合計	13,500,606	14,057,729
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,855,944	1,695,563
1年内返済予定の長期借入金	2, 4 8,053,015	2, 4 8,595,444
1年内償還予定の社債	5 1,000,000	5 1,000,000
未払法人税等	70,983	116,621
資産除去債務	13,633	-
その他	341,609	388,070
流動負債合計	11,335,186	11,795,699
固定負債		
退職給付引当金	1,132,389	1,172,533
資産除去債務	444,121	-
その他	292,369	272,766
固定負債合計	1,868,880	1,445,299
負債合計	13,204,067	13,240,999

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,541,298	4,541,298
資本剰余金	775,506	775,506
利益剰余金	3,544,428	3,026,418
自己株式	9,560	9,555
株主資本合計	1,762,814	2,280,830
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,229	1,054
土地再評価差額金	1,463,046	1,463,046
評価・換算差額等合計	1,466,276	1,464,100
純資産合計	296,538	816,729
負債純資産合計	13,500,606	14,057,729

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
売上高	15,232,987	13,643,106
売上原価	10,692,173	9,582,748
売上総利益	4,540,814	4,060,357
販売費及び一般管理費	4,837,067	4,027,454
営業利益又は営業損失()	296,253	32,903
営業外収益		
受取利息	2,247	1,736
受取配当金	281	595
受取手数料	20,105	13,473
その他	6,709	9,305
営業外収益合計	29,342	25,110
営業外費用		
支払利息	112,643	94,497
その他	14,589	14,444
営業外費用合計	127,233	108,942
経常損失()	394,143	50,928
特別利益		
固定資産売却益	1,558	-
過年度損益修正益	-	6,358
移転補償金	26,718	-
退職給付引当金戻入額	290,736	-
債務免除益	3,000,000	-
貸倒引当金戻入額	95,228	-
その他	44,457	3,103
特別利益合計	3,458,699	9,461
特別損失		
固定資産除却損	140,240	6,846
災害による損失	-	4,112
退職特別加算金	429,737	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	394,646
その他	11,732	2,273
特別損失合計	581,711	407,878
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	2,482,843	449,345
法人税等	51,610	68,665
四半期純利益又は四半期純損失()	2,431,233	518,010

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	7,717,650	7,288,732
売上原価	5,385,658	5,017,832
売上総利益	2,331,991	2,270,900
販売費及び一般管理費	2,258,544	2,073,242
営業利益	73,447	197,658
営業外収益		
受取利息	1,099	855
受取配当金	193	464
受取手数料	12,157	6,538
その他	3,537	4,612
営業外収益合計	16,987	12,470
営業外費用		
支払利息	52,086	46,911
その他	12,989	3,600
営業外費用合計	65,076	50,511
経常利益	25,358	159,616
特別利益		
固定資産売却益	1,558	-
過年度損益修正益	-	6,102
移転補償金	26,718	-
貸倒引当金戻入額	19,659	-
その他	6,905	1,982
特別利益合計	54,841	8,085
特別損失		
固定資産除却損	102,229	4,213
災害による損失	-	1,122
退職特別加算金	80	-
その他	4,954	1,523
特別損失合計	107,264	6,859
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	27,063	160,842
法人税等	25,805	20,084
四半期純利益又は四半期純損失()	52,868	140,758

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	2,482,843	449,345
減価償却費	136,058	109,716
貸倒引当金の増減額(は減少)	93,485	27
退職給付引当金の増減額(は減少)	303,000	40,143
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	27,955	-
受取利息	2,247	1,736
受取配当金	281	595
支払利息	112,643	94,497
固定資産除却損	140,240	6,846
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	394,646
債務免除益	3,000,000	-
退職特別加算金	429,737	-
売上債権の増減額(は増加)	136,440	89,555
たな卸資産の増減額(は増加)	433,990	74,432
仕入債務の増減額(は減少)	191,188	160,381
未払又は未収消費税等の増減額	33,265	58,908
その他	354,348	136,316
小計	24,320	187,718
利息及び配当金の受取額	2,648	2,400
利息の支払額	126,192	94,496
確定拠出年金移換金支払額	98,632	2,881
保険金の受取額	8,368	-
法人税等の支払額	92,636	89,438
営業活動によるキャッシュ・フロー	330,765	3,303
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	400,000
有形固定資産の取得による支出	74,582	38,045
有形固定資産の売却による収入	1,558	-
無形固定資産の取得による支出	-	9,900
固定資産の除却による支出	22,131	12,954
投資有価証券の取得による支出	710	532
投資有価証券の売却による収入	11,996	-
敷金及び保証金の差入による支出	144,885	85,175
敷金及び保証金の回収による収入	560,196	221,804
貸付金の回収による収入	8,186	2,182
投資活動によるキャッシュ・フロー	339,628	477,378
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	9,000	542,429
自己株式の取得による支出	36	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,036	542,434
現金及び現金同等物に係る換算差額	783	786

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	955	62,538
現金及び現金同等物の期首残高	866,883	769,363
現金及び現金同等物の四半期末残高	865,927	706,824

【継続企業の前提に関する事項】

当社は、6期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、当第2四半期累計期間におきましては、営業利益は32百万円となったものの、経常損失50百万円を計上いたしました。

また、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との「株式及び新株予約権付社債引受契約書」に基づく転換社債型新株予約権付社債の償還期限並びにのぞみ債権回収株式会社との「金銭準消費貸借契約書」に基づく借入金の返済期限が平成24年2月29日に到来予定であるところ、当事業年度の営業収益のみでは期限に償還・返済が困難な状況にあることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社では当該状況を解消するため、「2012年2月期事業計画」を策定し、これに基づく以下の対応策を実施してまいります。

(1) 営業損益の改善

全社方針

取引先メーカー各社の協力による独自商品の展開や新たな商品施策に基づくリベート条件・仕入条件の改定による売上総利益率の改善、業務改革の徹底による作業効率の改善により収益向上を図ります。

また、新規事業であるモバイルプラス事業、そしてEコマース事業、楽器事業へ経営資源を投入し事業領域の拡大を図ります。

SHINSEIDO事業

音楽・映像ソフト販売部門であるSHINSEIDO事業部は、「3適」（「適正規模」、「適正分配率」、「適正在庫」）の実現と、「売場」から「楽場」（＝「出会い」「発見」「体験」できる場）への転換を引き続き実施します。

「3適」につきましては、音楽・映像ソフト専門店を、当社としての適正規模である50～70坪へ順次面積の縮小を進め販売効率を向上させます。取引先メーカー各社の協力による独自商品の展開や新たな商品施策に基づくリベート条件・仕入条件の改定による売上総利益率の改善と、業務プロセスの見直しによる人件費の比率の低減と賃貸条件の改定による賃借料の低減を通じて、労働分配率及び物件費分配率の改善を図り、収益力を強化します。また、取引先メーカー各社の協力を得ながら、受託販売商品の取り扱いの拡大を進め、専門店として適正在庫量の確保を図ります。

「売場」から「楽場」への転換については、当社がテナント出店するショッピングセンターにおいて、取引先メーカーやデベロッパーと協働してイベントを開催し、音楽との接点を増やすことによって、販売機会の増加・売上高の維持・拡大を図ります。

楽器事業

低価格の独自商品の展開や新たな商品施策に基づく仕入条件の改定により、前事業年度に引き続き、事業部の売上総利益率のさらなる向上を図ります。

Eコマース事業

Eコマースサイトはシステムの老朽化が著しく、他社サイトと比較して顧客の操作性・利便性が低いというに、需要が急増した場合にはシステムがダウンする等の課題があることから、システムの更新を実施して、顧客サービス向上とシステム稼働の安定化、さらにはソフト以外の音楽関連商材の取り扱いの拡大によって、売上向上を図ります。

モバイルプラス事業

モバイルプラス店舗（スマートフォンの取扱店）については、平成23年8月末までに14店舗を開店しました。増大しているスマートフォン需要を取り込むためにも、既存店舗への導入を加速化して収益基盤の確立を図ります。

管理本部

前事業年度に引き続き、本社コストの圧縮を図ります。

(2) 社債の償還、並びに借入金の返済

平成24年2月29日に社債10億円の償還、並びに借入金78億53百万円（当事業年度末予定残高）の返済期限が到来することから、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社及びのぞみ債権回収株式会社に対して、契約更新や借り換え等の継続的な支援について要請をしております。

以上の対応策を実行中ですが、当社の売上高は今後の消費動向や音楽・映像ソフトメーカーの生産実績の増減に大きな影響を受け計画通りに進捗できない可能性があり、また、社債償還及び借入金返済に関しては、債権者の最終的な意思表示が行われていないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより当第2四半期累計期間の営業利益は7百万円減少し、経常損失は7百万円増加し、税引前四半期損失は4億2百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は4億62百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第2四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、前事業年度の年税額を基礎として算定しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 5,740,443千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 5,731,255千円
2.担保提供資産及び対応債務 債務の担保に供している資産は次のとおりであり ます。	2.担保提供資産及び対応債務 債務の担保に供している資産は次のとおりであり ます。
定期預金 350,000千円	定期預金 750,000千円
建物 236,088千円	建物 251,056千円
構築物 183千円	構築物 201千円
土地 1,271,908千円	土地 1,271,908千円
敷金及び保証金 174,276千円	敷金及び保証金 174,276千円
商品 938,430千円	商品 925,522千円
計 2,970,887千円	計 3,372,966千円
上記に対する債務額	上記に対する債務額
1年内返済予定の長期借入金 8,053,015千円	長期借入金 8,595,444千円
計 8,053,015千円	(1年内返済予定の長期借入金を含む) 計 8,595,444千円
3.	3.関係会社株式には、設立中の会社である新星堂 モバイルプラス株式会社に対する株式払込金73,500 千円が含まれております。
4.財務制限条項 1年内返済予定の長期借入金(当第2四半期会計期 間末残高8,053,015千円)には財務制限条項が付され ており、以下の条項に抵触した場合、債権者による書面 の通知をもって期限の利益を喪失し、全ての債務を支 払うこととなっております。 各事業年度におけるEBITDA(営業利益+ 減価償却費)の以下の目標値について、2期連続 して請求喪失事由記載の割合以上下回ったとき ・2012年2月期のEBITDA=1,067,000千円 (請求喪失事由20%) 純資産については、負の値となったとき	4.財務制限条項 1年内返済予定の長期借入金(当事業年度末残高 8,595,444千円)には財務制限条項が付されており、 以下の条項に抵触した場合、債権者による書面の通 知をもって期限の利益を喪失し、全ての債務を支払 うこととなっております。 各事業年度におけるEBITDA(営業利益+ 減価償却費)の以下の目標値について、2期連続 して請求喪失事由記載の割合以上下回ったとき ・2011年2月期のEBITDA=531,000千円 ・2012年2月期のEBITDA=1,067,000千円 (請求喪失事由20%) 純資産については、負の値となったとき
5.財務上の特約 1年内償還予定の社債(当第2四半期会計期間末残 高1,000,000千円)には財務上の特約が付されており、 以下の特約に違背した場合、債権者より是正を求め る通知を受領し10日以内に、その履行又は補正をし ないとき、債権者による書面の通知をもって期限の利益 を喪失し、全ての債務を支払うこととなっております。 以下のEBITDA(営業利益+減価償却費) の目標値を維持すること ・2012年2月期のEBITDA=1,067,000千円 決算期末日の純資産において正の値を維持する こと	5.財務上の特約 1年内償還予定の社債(当事業年度末残高 1,000,000千円)には財務上の特約が付されており、 以下の特約に違背した場合、債権者より是正を求め る通知を受領し10日以内に、その履行又は補正をし ないとき、債権者による書面の通知をもって期限の 利益を喪失し、全ての債務を支払うこととなってお ります。 以下のEBITDA(営業利益+減価償却費) の目標値を維持すること ・2011年2月期のEBITDA=531,000千円 ・2012年2月期のEBITDA=1,067,000千円 決算期末日の純資産において正の値を維持する こと

(四半期損益計算書関係)

前第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
給与手当 1,792,011千円	給与手当 1,406,650千円
地代家賃 1,836,884千円	地代家賃 1,549,289千円
退職給付費用 23,776千円	減価償却費 103,861千円
減価償却費 134,009千円	

前第 2 四半期会計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
給与手当 792,654千円	給与手当 701,408千円
地代家賃 890,794千円	地代家賃 806,257千円
退職給付費用 8,803千円	減価償却費 52,857千円
減価償却費 67,538千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,615,927	現金及び預金勘定 1,056,824
預入期間が3か月を超える定期預金 750,000	預入期間が3か月を超える定期預金 350,000
現金及び現金同等物 865,927	現金及び現金同等物 706,824

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 35,249千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 26千株
3. 新株予約権等に関する事項
(1) 平成20年新株予約権付社債
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 5,154千株
新株予約権の四半期会計期間末残高 - 千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものがないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関係会社は損益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものがないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品ごとに事業部（営業部）を設置して売上高や商品仕入管理を行っておりますが、1つの店舗内で複数の事業部（営業部）にまたがる商品（音楽・映像ソフト、楽器、スマートフォン）を、当社の主要顧客である音楽ユーザーに対して提供しております。また、定期的な損益の測定を店舗別に集約として実施していることから、これらを音楽事業としての報告セグメントしております。

当社は、「音楽事業」及び「書籍事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに含まれている主な店舗業態の種類は、以下のとおりであります。

「音楽事業」CD等音楽ソフト類、DVD等の映像ソフト類及び楽器等全般の販売と卸売及び通信販売、電気通信機器の販売等をしております。

「書籍事業」書籍全般及び文房具の販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期累計期間（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計 (注) 4
	音楽事業	書籍事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	13,295,537	260,861	13,556,398	86,707	-	13,643,106
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	13,295,537	260,861	13,556,398	86,707	-	13,643,106
セグメント利益	381,254	34,139	415,393	65,380	447,869	32,903

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等であります。また、携帯販売に係る売上高及び損益は、音楽事業に含めております。

3. セグメント利益の調整額は各報告セグメントに配分していない全社費用 447百万円であります。

4. セグメント利益合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)2	調整額 (注)3	合計 (注)4
	音楽事業	書籍事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	7,120,725	124,653	7,245,378	43,353	-	7,288,732
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	7,120,725	124,653	7,245,378	43,353	-	7,288,732
セグメント利益	354,622	15,358	369,981	32,690	205,013	197,658

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等であります。
 また、携帯販売に係る売上高及び損益は、音楽事業に含めております。
 3. セグメント利益の調整額は各報告セグメントに配分していない全社費用 205百万円であります。
 4. セグメント利益合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 8.42円	1株当たり純資産額 23.19円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 72.16円	1株当たり四半期純損失金額 14.71円 ()
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 63.14円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	2,431,233	518,010
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	2,431,233	518,010
期中平均株式数 (千株)	33,692	35,223
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	14,900	-
(うち支払利息 (税額相当額控除後))	(14,900)	-
普通株式増加数 (千株)	5,050	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1.57円 ()	1株当たり四半期純利益金額 4.00円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 3.67円

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たりの四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益及び四半期損失() (千円)	52,868	140,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益及び四半期損失 () (千円)	52,868	140,758
期中平均株式数(千株)	33,692	35,223
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	7,450
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-	(7,450)
普通株式増加数(千株)	-	5,154
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
<p>当社は、のぞみ債権回収株式会社と締結している平成20年6月19日付「金銭準消費貸借契約書」に基づく借入金のうち平成23年8月31日が期日であった1億円について、返済を遅延いたしました。結果として、当該借入金に対する期限の利益を喪失する事由が発生いたしました。</p> <p>これは運転資金を確保するための一時的な対応でありましたが、その後資金確保の目処がたったため、平成23年10月3日を以って1億円の元本返済を完了し、期限の利益喪失の請求対象となる事由は解消しております。</p>

(リース取引関係)

リース取引の当第2四半期会計期間末のリース取引残高は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月14日

株式会社新星堂
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新星堂の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第48期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新星堂の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は5期連続して経常損失及び当期純損失を計上し第2四半期累計期間においても経常損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月11日

株式会社新星堂
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新星堂の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第49期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新星堂の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は6期連続して経常損失を計上し、当四半期累計期間も経常損失を計上している。また、社債10億円及び長期借入金78億53百万円（当事業年度未予定残高）の返済期限が平成24年2月29日に到来するが営業収益のみでは返済が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表には反映されていない。
2. 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は借入金のうち平成23年8月31日現在の1億円につき返済を遅延していたが、平成23年10月3日に返済を完了したことにより期限の利益喪失の請求対象となる事由は解消した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。